

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から51年3月まで
昭和51年5月に結婚した際、独身時代の国民年金保険料の納付について実家に確認したところ、43か月分の未納があることが分かった。未納期間のうち時効にかからなかった納付可能な部分は、同年6月頃に夫が一括で支払ったので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金加入期間の保険料に未納が無く、申立人の保険料を遡って納付したとする申立人の夫も、申立期間後の自身の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であったほか、申立人及びその夫は、申立期間の保険料を遡って納付するに至った経緯について具体的に記憶している上、それまで納付していなかった申立期間の保険料を金融機関で納付したと説明しており、その内容は申立期間当時の過年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は住所変更を何度か行っているが、その都度、市町村役場窓口で年金手帳を提出し、変更後の住所を記載してもらっていることが年金手帳から確認できる上、昭和54年度には前納制度を活用するなど、保険料の納付意識や年金制度に対する意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社。）B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年4月1日から22年6月1日まで

申立期間において、A社B支店に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の人事記録及び同僚の証言により、申立人がA社B支店に昭和21年4月1日から継続して勤務していたことが認められる。

また、C社は、「申立人に係る給与関係書類は保管されていないが、入社と同時に厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除し、納付を行ったはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同時期にA社に入社した従業員の記録から、210円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保管していないものの、申立人の申立てどおりに厚生年金保険に加入させ、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月24日から同年2月10日まで
昭和34年9月1日から38年7月末日まで継続してA社に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じている。同社在職中は、転勤異動はあったが、一度退職したという事実は無い。当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社の当時の社会保険事務担当者及び複数の同僚証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から、昭和38年1月24日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年2月10日の被保険者資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の機器事業部門を継承しているC社の事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成9年9月から10年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年9月1日から10年12月21日まで
A社に勤務していたときの報酬月額は25万円であったが、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられているので、実際の報酬月額（25万円）に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成10年12月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の11年1月4日付けで、申立人を含む被保険者全員（3人）の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が当初9年9月から10年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは20万円と記録されていたものが、9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人はA社の商業登記簿謄本上、監査役であることが確認できるものの、申立人は申立期間当時雇用保険の被保険者であったことが確認できる上、元事業主の「申立人は、名義上は監査役ではあったが、実際はB職であり、社会保険の事務処理などには携わっていなかった。」旨の証言を踏まえると、申立人が当該遡及訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保

険事務所に当初届け出た、平成9年9月から10年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは20万円と訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間中は給与が減額されたことは無かったため、申立期間のうち、平成10年8月1日から同年12月21日までの期間に係る標準報酬月額が26万円であったと主張しているところ、オンライン記録によると、同年8月24日付けで、同年7月まで26万円であった標準報酬月額が同年8月以降は20万円に随時改定されていることが確認でき、当該処理に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

また、申立人及び元事業主は保険料控除を確認できる資料を保有していない上、元同僚とも連絡が取れないため、当該期間の保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成3年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から平成2年4月まで
② 平成3年3月

昭和61年12月から62年5月までの半年分の国民年金保険料は、結婚後、A銀行B支店において一括で納め、同年6月以降の保険料は毎月納付した。申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、国の記録では平成3年3月の保険料が還付済みとなっているが、当時は保険料の支払に困るようなことは無く、専業主婦であったので納期が過ぎてしまうことは考えられない。また、当該期間の保険料が還付された記憶も無い。当該期間の保険料が還付済みとされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続をした記憶はないが、昭和61年*月の誕生月に納付書がC市から届き、申立期間①の保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の手帳記号番号は平成3年10月にD町において夫婦連番で払い出されており、この時点では、申立期間①のうち大部分の保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時居住していたC市において申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は保険料について、「市役所から送られてきた納付書により、半年分をまとめて納付した。」と申述しているが、オンライン記録に

よると、平成3年4月から同年9月までの保険料について同年9月に一括して納付したことが確認でき、その記録に不自然な点は見られない上、申立人自身も「まとめて保険料を納付したのは、1回だけである。」と申述していることから、当該期間の保険料の納付を、申立期間の保険料納付と誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人が一緒に納付していたと申述しているその夫も申立期間①において納付が確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立人は、申立期間②の国民年金保険料について「遅れて納めた保険料は、昭和61年12月から62年5月までの半年分のみである。」「平成3年頃は保険料の支払に困るようなことはなく、専業主婦であったので納期が過ぎてしまうことは考えられない。また、同年3月の保険料が還付された記憶も無い。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立期間②を除く平成2年度の保険料は、全て2年遅れで過年度納付され、直前の月である3年2月分の保険料は5年3月31日に納付されているなど、いずれの月も時効完成直前に納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録における過誤納記録によれば、申立期間②の国民年金保険料は一旦納付されたものの、時効完成後に納付されたものであるため還付処理されたことが、還付期間、還付金額、還付決定日、支払種別、及び送金通知書作成年月日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は見当たらず、ほかに申立人に対し国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から53年3月まで
昭和50年5月にA市に転居してから、町内会の班長が国民年金保険料を集金に来たので、毎月納付した。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和61年6月に払い出されている上、申立人が同年4月に、当時申立人が居住していたB市役所に提出した国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書によると、申立人は、同年4月に第3号被保険者として国民年金に新規加入するとの処理がなされていることから、同年3月以前は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間は、オンライン記録によると、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者であることから、国民年金の加入は任意となり、遡って国民年金に加入することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続のために市役所に行った記憶も年金手帳を交付されたことも無いと申述していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月まで

A社B支社C営業所に昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月まで勤務していた。同営業所で面接を受けて入社し、その後同社のD研修所で販売教育訓練を受けたことを覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支社C営業所に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容により推認できるものの、同社及び同社の同僚等から申立人の勤務実態に係る証言が得られず、勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所の現在の事業主は、「従業員名簿台帳に申立人の氏名は確認できない。販売員は、原則社会保険には未加入の個人事業主的な社員である。これは現在でもそうだが当時もそうだった。販売員でも内勤者になると、社会保険に加入した。」と回答していることから、申立人の勤務実態は確認できない上、当時の同社では、販売員に関しては通常厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった様子がうかがえる。

さらに、申立人が当該事業所で記憶がある同僚4人のうち、1人は既に死亡しているほか、販売員だった2人は同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないところ、残りの1人は「私は販売員を半年ぐらいやった後に、内勤者として入社し直した。私のように、内勤者は当初から厚生年金保険に加入したが、販売員は加入しないのが普通だった。その方もそうなのだと思う。」と証言しているなど、前述の事業主の回答内容と符合している。

加えて、申立期間当時、当該事業所で勤務していた前述の同僚とは別の

複数の同僚にも追加調査を行ったが、申立人の保険料控除について証言する者はいない上、申立人自身も申立期間における保険料控除について記憶にないと証言しているなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 21 日から 50 年 4 月 1 日まで
A社に昭和 49 年 4 月に入社し、申立期間の前後においては同社B店に、49 年 4 月からは申立期間も含め準社員（パートタイマー）として、50 年 4 月からは正社員として継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な証言により、申立期間において、申立人がA社B店にパートタイマーとして勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の総務人事本部は、「人事記録では昭和 50 年 4 月 1 日入社（定期採用）となっており、同年 4 月から正社員として勤務していた記録は確認できるが、それ以前の記録は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について記憶にないと証言しているほか、企業年金連合会に対し申立人に係る厚生年金基金の加入記録を照会したところ、その回答はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中の昭和 50 年 1 月 23 日に申立人に対し健康保険遠隔地被保険者証が交付されている旨の記載が確認できることから、申立期間当時、申立人は父親の健康保険の被扶養者であったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。